

NPO 法人 Fine

Fine 認定ピア・カウンセラー倫理綱領

制定：平成21年9月 1日
一部改正：平成22年2月11日

前文

NPO 法人 Fine（以下 Fine とする）は、Fine ピア・カウンセラー養成講座を修了して認定試験に合格した、Fine 認定ピア・カウンセラーを対象として、カウンセラーとしての知識、技術の向上、倫理性の維持に努めるため、本綱領を制定する。

また、Fine 認定ピア・カウンセラーは、日々進歩する不妊治療の中で、悩みをかかえるクライアントの人権に配慮し、尊厳を保ち、その忍耐強い伴走者たるべく、日々の研鑽をつむことを誓う。

第1条

Fine は、Fine 認定ピア・カウンセラーの倫理に関する諸行為について、その適正を期するために、Fine 認定ピア・カウンセラー倫理綱領（以下本綱領という）を定める。

第2条（人権への配慮）

Fine 認定ピア・カウンセラーは、社会人としての道義的責任を自覚しなければならない。常にクライアントの人権に最大限の配慮をし、それを尊重するとともに、個人の成長とその福祉に反しないよう、努力しなければならない。

第3条（安全の確保と守秘義務）

Fine 認定ピア・カウンセラーは、高度の自覚と責任をもって、クライアントの心身両面の安全に配慮し、その確保につとめなければならない。

職務上知りえた個人情報の保持には、細心の注意を払わなければならない。

それらの情報の第三者への提供や公表にあたっては、クライアントの同意を得なければならない。ただし、その個人情報が、クライアントの生命の危機や違法行為にかかる場合は、この限りではない。

第4条（Fine 認定ピア・カウンセラーの職務）

- 1．Fine 認定ピア・カウンセラーは、不妊当事者と専門医療者の間にあって、双方のコミュニケーションが、円滑に進むよう、協力・協働すべくつとめなければならない。
- 2．その職務の遂行に当たっては、適切な場所、時間で行われなければならない。
- 3．不妊体験の精神的負担への社会的理解を深めるために可能な努力を行なう。
- 4．Fine 認定ピア・カウンセラーである他の同僚の権利と尊厳を守り、ピア・カウンセリングという職務の発展に寄与する。
- 5．医師、弁護士、臨床心理士などの援助を必要とするクライアントについては、本人または家族の同意を得て、速やかに適切な専門職ないしは専門機関に委嘱あるいは紹介し、協力を求めなければならない。

第5条（技術の維持向上）

上記の達成のため、Fine 認定ピア・カウンセラーは、常に自己の限界を知り、研鑽に励み、高度な知識の習得とカウンセリング技能の向上につとめなければならない。

第6条（金銭の取り決め）

職務上の報酬は、公正で適切でなければならない。

第7条（クライアントとの関係）

クライアントとの間において、職務遂行上、社会通念に反する関係を持つてはならない。

第8条（綱領の保持）

Fine 認定ピア・カウンセラーは、常に本綱領の趣旨及び Fine の趣旨と会員規約を尊重し、遵守する義務を負う。

もし、この倫理綱領に抵触し、違反する行為や事実の疑義が生じた場合、Fine 認定ピア・カウンセラー倫理規定に定める裁定審議会において審議を受ける可能性がある。Fine 認定ピア・カウンセラーは Fine に対して、違反した可能性のある者（認定ピア・カウンセラー）に対する Fine 認定ピア・カウンセラー倫理規定による審議を要求することができる。

附則

本綱領は 平成21年9月1日より施行。平成22年2月11日に一部改正。

NPO 法人 Fine

Fine 認定ピア・カウンセラー 倫理規定

制定：平成 21 年 9 月 1 日
一部改正：平成 22 年 2 月 1 日

第 1 条（設置）

NPO 法人 Fine（以下 Fine とする）は、Fine 認定ピア・カウンセラー倫理綱領に掲げた理念および目的の遵守と達成のため、さらに遵守事項の円滑かつ適切な実現と運用のために、裁定審議会（以下審議会という）を設置する。

第 2 条（構成）

審議会は、以下のように構成する

- （ 1 ） 審議会は、Fine 正会員の推薦を受けた審議員 5 名以上によって構成される。
- （ 2 ） 審議長は審議員の互選によって決められる。
- （ 3 ） 審議長に何らかの障害が起こった場合は、職務代行者が審議長の任務を遂行する。
- （ 4 ） 審議員の任期は、2 年とする。ただし再任できるものとする。
- （ 5 ） 審議会は必要に応じて、審議員を会員の内外から若干名増員できる。また、識者の意見を求めることができる。

第 3 条（審議長の役割）

審議長は、審議会の開催などの運営上の責任を負う。
また、議長として審議会の円滑な運営のための責任を負う。

第 4 条（開催）

Fine 認定ピア・カウンセラーの倫理に関する疑義あるいは倫理綱領遵守に関する問題が発生した場合、審議長または審議員は審議会を開催することができる。

第 5 条（運営）

審議長は、審議会を開催し、審議会は、必要な議案についての審議を行う。
審議会は審議員の 3 分の 2 以上の出席によって成立するが、e メールによる委任状を提出した場合は出席とみなされ、議決権に加えることができる。審議会は出席議員の 5 分の 4 の賛成で議決する。

第 6 条（審議）

審議会は、Fine 認定ピア・カウンセラーの倫理綱領違反についての裁定に関する審議を行い、裁定案を作成する。その場合、その Fine 認定ピア・カウンセラーは、弁明する機会を与えられるものとする。裁定案には、注意、戒告、認定抹消などの処分が含まれる。

第 7 条（報告）

審議会は、審議内容を Fine に報告し、審議に基づく裁定案を進言・勧告できる。この場合審議会是对象者の人権に配慮しながらも、処分事由の公開あるいは非公開についての意見を申し添えることができる。

第 8 条（裁定）

裁定は、Fine にて決定される。

第 9 条（再認定）

倫理綱領違反によって、Fine 認定ピア・カウンセラーの認定抹消となった場合、再認定については、審議会の審議を経て、審議員全員の了承を必要とする。

第 10 条（改廃）

当倫理規定の改正・修正・廃止については、審議員より提案があり、Fine スタッフが、話し合いの場を持ち、その会議出席者（委任状を含む）全員の 3 分の 2 以上の議決によって決定される

附則

本規定は平成 21 年 9 月 1 日より施行。平成 22 年 2 月 1 日一部改正。